

「2025 年日本国際博覧会 営業参加（プリペイドカード販売）」募集要領

2025 年 1 月 31 日

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）は、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」といいます。）をより魅力的なものとし、テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するために、様々な企業・団体の協力が不可欠であると考えています。そのため、大阪・関西万博では、企業・団体のさらに幅広い参加を実現できるように、パビリオン出展、テーマ事業協賛、催事参加等、多様な枠組みで、企業・団体による参加を呼びかけてきました。今回、新たに営業参加として、会場内の全面的キャッシュレス決済の運用に伴い、現金以外の決済手段を持たない来場者に対するサポート対応として、プリペイドカード販売の運営事業者（以下「営業出店参加者」といいます。）を募集します。

1 募集の内容

（１）営業出店（販売機でのプリペイドカード販売・運営）

会場内で協会が設置するカード販売機を用いて、プリペイドカードの販売や現金の回収、補充等を担う企業・団体等を営業出店参加者として募集します。

（２）カード販売機の設置場所・台数

営業出店参加者に提供されるカード販売機は、会場ゲート付近、キャッシュレスサポート施設（マネープラザ）等の 8 台（全て屋内設置）になります。（別紙 ①カード販売機仕様、②カード販売機設置位置図を参照。）なお、設置場所及び台数は協会が指定し、異議申し立て等は一切受け付けません。

（３）プリペイドカード販売から終了までのスケジュール

募集時点でのスケジュールは、次のとおりです。なお、開会日及び閉会日を除いて、今後事情により前後する可能性があります。

なお、営業出店参加者は、大阪・関西万博の会期中、プリペイドカード販売を運営することが必要です。

2025 年 3 月（予定）から 協会でのカード販売機の設置

2025 年 4 月 13 日 大阪・関西万博開会（営業開始）

2025 年 10 月 13 日 大阪・関西万博閉会（営業終了）

また、開場時間は特定期間を除き午前 9 時から午後 10 時までとなります。

（４）規則等の遵守

営業出店参加者は、カード販売営業に際し次の法令、規則等を遵守しなければなりません。

ア 日本の法律、大阪府及び大阪市の条例、関係法令、規則等

イ 2025 年日本国際博覧会一般規則及び特別規則、その他の諸規則

ウ 協会が会場の運営上必要と認めて行う指示等

（５）持続可能性への配慮

協会は、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指すとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけています。このため、営業出店参加者においても、協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容を理解し、「チェックシート」（持続可能性の確保に向けた取組状況に関する質問票）を提出していただ

くなど、これを遵守していただく必要があります。

なお、調達コードでは、大阪・関西万博の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等）に定める水準を満たすものを求めることとしていますのでご注意ください。

（６）責任及び費用負担

営業出店参加者は、プリペイドカード販売、現金回収、補充、運用上必要な販売機のメンテナンス等に係る一切について、自らの費用と責任で実施する必要があります。また、施設賠償責任保険や生産物賠償責任保険等の保険については、協会が 2025 年日本国際博覧会一般規則第 27 条に定める賠償責任保険に加入するため、原則、営業出店参加者は、同条に基づき算出される費用を設置するカード販売の台数等に応じて負担していただきます（協会との個別調整が必要）。

（７）ロイヤリティ

営業出店参加者は、ロイヤリティとしてプリペイドカード販売に伴う売上げ（消費税相当額を含む。）に対する一定の料率を協会にお支払いいただきます。ロイヤリティの料率は、営業出店参加者決定の際の審査項目とします。最低料率を 10% とし、応募時に提案してください。売上額は店舗で売り上げられる上代価格を指し、消費税は含みません。

（８）プリペイドカード販売に関する条件

販売するプリペイドカードの条件は以下の通りです。

- ・ 会場で現金チャージできる決済ブランド（交通系 IC、Edy、nanaco、WAON）の中から 1 ブランド以上のカードを販売すること。
- ・ 販売価格は、標準小売価格として、日本通貨の円で消費税を含む価格を明確に示すこと。
- ・ プリペイドカード販売数は 40 万枚以上とすること。
- ・ 販売する商品は、カード販売機の仕様上、千円単位の商品とすること（事前にカードにバリューチャージする場合にはその金額も含む）。
- ・ プリペイドカードに公式ロゴマークやキャラクター等の協会 IP を使用する場合は、2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィスとの契約及び製造ロイヤリティ（基本 8% + CMF1%）の支払が必要となること。
- ・ 協会 IP を使用したプリペイドカードを販売する場合は、協会に支払うロイヤリティとは別に、売上額に対しストアロイヤリティ（5.5%）を 2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィスに納付となること。
- ・ 上記以外で協会 IP は使用できないこと。プリペイドカードの現金回収、補充、運用上必要な販売機のメンテナンス、コールセンターの運営を含むこと。

（９）納品、補充、回収等の運用に関する条件

プリペイドカード販売の管理・運営を第三者へ委託することは可能です。ただし、委託する場合は、協会への報告等が必要です。また、第三者の責任は、営業出店参加者に負っていただきます。

商品の会場内への搬入等の詳細は、秘密保持誓約書を提出した者に限り開示する、「貨物の取扱いに関するガイドライン」を参照してください。

基本的には開場時間外に商品補充、回収等を行っていただきますが、来場者ニーズにより開場時間中に補充を行うことも協会の指示のもと認めます。なお、商品補充等を行う従業員

管理については、別途協会の指示に従ってください。

(10) プリペイドカードに関する要件

営業出店参加者は、大阪・関西万博会期中を通じて、販売するプリペイドカードが次のいずれにも該当しないことを求められます。

- ア 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
- イ 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの
- ウ 大阪・関西万博の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの
- エ 不当な利益を上げることが目的とするもの

(11) 売上げ報告

売上高については記録し、定期的に協会に報告する必要があります。

(12) その他

上記に関する事項又は記載のない事項について疑義が生じたときは、別途協議となります。

2 募集スケジュール

営業出店参加者を決定するスケジュールは、次のとおりです。

2025 年 1 月 31 日 (金)	募集要領公表、質問・応募受付開始
2025 年 2 月 7 日 (金) 午後 5 時	質問受付締切
2025 年 2 月 14 日 (金)	応募受付締切
2025 年 2 月下旬	営業出店参加者決定
2025 年 3 月初旬以降	営業出店参加契約の締結

3 募集参加資格

(1) 参加資格

参加申込者は、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。個人による参加申込みは認めていません。

- ア 営業出店に係る契約を締結する権限を有すること。
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされていないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者が含まれていないこと。
- エ 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- オ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- カ 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- キ 2 年以内に行政処分を受けたものでないこと。（2025 年 1 月末日時点）
- ク 日本語での対応ができる者（営業出店に係る契約は、日本語を正文とします。）

(2) 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として参加申込みをするときは、各構成員が上記に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

※ 複数の企業・団体等による参加申込みの例として、業界団体の事務局、企業グループ（団体）を統括する委員会・企業同士の共同企業体からの参加申込み等が考えられますが、応募の際には、複数の企業・団体等の関係が明確になるように、企業・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

4 質問の受付

(1) 受付期間

募集要領公表日から 2025 年 2 月 7 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メールのみ受け付けます。口頭、持参、電話、FAX による質問は受け付けません。

「件名」には「【質問】2025 年日本国際博覧会 営業参加（プリペイドカード販売）募集」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 5）に記載したファイルを添付して事務局（アドレス prepaidcard-bosyuu@expo2025.or.jp）に送信してください。

※ 質問者が送信した電子メール宛てに事務局から 3 営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かないときは、事務局まで電話（電話番号：06-6625-8685）で次の時間帯に問い合わせてください。

◇ 平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）

◇ 午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時は除く）

(3) 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

5 応募手続

(1) 募集要領の提供及び提出書類の受付

ア 提供期間

募集要領公表日から 2025 年 2 月 14 日（金）まで

イ 提供方法

協会ホームページから各自ダウンロードしてください（郵送による提供は行いません。）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

ウ 受付期間

募集要領公表日から 2025 年 2 月 14 日（金）まで

※ 2025 年 2 月 14 日（金）の消印があるものまでを有効とします。

エ 提出方法

提出書類一式を PDF データに変換し、次のメールアドレスへ電子メールにて送付するとともに、書面を次の送付先に郵送してください。

◇ 送付先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会企画局企画部企画事業課

電子メール：prepaidcard-bosyuu@expo2025.or.jp

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 44 階

電話番号：06-6625-8685

オ 提出の確認

提出書類を送付された電子メール宛てに事務局から 3 営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの返信メールが届かないときは、「4 質問の受付」の場合と同様、事務局まで電話（電話番号：06-6625-8685）で問い合わせてください。

カ 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とします。

(2) 提出書類

ア 下記の【応募に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。

イ セキュリティの観点から、【「貨物の取扱いに関するガイドライン」開示に必要な書類】を提出した者に限り、「貨物の取扱いに関するガイドライン」を開示します。

ウ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

エ 各様式については、様式ごとに提示している事項について、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し記載してください。

オ 2025 年日本国際博覧会 営業参加（プリペイドカード販売）申込書は、その各項目における記載事項又は提案事項がない場合には、「該当する内容はありません。」又は「該当する提案はありません。」等と記載したうえで提出してください。

カ 提出書類を欠く場合は未提出扱いとなり、参加資格を喪失することがあるので注意してください。

キ 一度提出された提出書類の訂正及び差替え等は認めません（ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が指示する場合は除きます。）。

【「貨物の取扱いに関するガイドライン」開示に必要な書類】

① 秘密保持誓約書（様式1）

【応募に必要な書類等】

② 2025 年日本国際博覧会 営業参加（プリペイドカード販売）申込書（様式2）

③ 登記事項証明書

④ 決算書（写し。直近3か年分。ただし、法令等に基づき開示しているものに限る。）

⑤ 誓約書（参加資格関係）（様式3）

⑥ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員届出書（代表構成員）（様式4-1）

⑦ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員の関係を説明する資料（団体規約・相関図等）

⑧ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（※メールで提出する際、こちらはPDFに変換せず、Excelファイルで提出すること。）

【協会による審査後、資格審査に必要な書類（営業出店参加内定者のみ提出）】

⑨ 誓約書（大阪府暴力団排除条例関係）

⑩ 誓約書（調達コード関係）

⑪ 使用印鑑届

⑫ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合 構成員届出書（代表構成員以外）（様式4-2）

⑬ 印鑑証明書

※ 複数の企業・団体等での参加申込みの場合

⑨⑩誓約書、⑬印鑑証明書については、全構成員のものを提出してください。

⑪使用印鑑届については、代表構成員が使用するものを提出してください。

⑫構成員届出書（代表構成員以外）（様式4－2）及び③～⑤の書類について、代表構成員以外の構成員のものを提出してください。

（3）提出書類の返却

提出書類は返却しません。

なお、協会は、提出書類を営業出店参加の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

協会は、提出書類を他の参加申込者に知られることのないように取り扱い、保管をします。

（4）提出書類の不備

提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、参加資格を失うことがあります。

（5）その他

ア 応募は1企業・団体等につき1提案とします（複数の企業・団体等で応募する場合を除きます。）。

イ 提出書類のうち、書面については、A4ファイルに綴って提出してください。

ウ A4ファイルの表紙には申込書タイトルと申込団体名を記入してください。

<記入例>

「2025年日本国際博覧会 営業参加（プリペイドカード販売）申込書」 株式会社〇〇（法人名）

エ 提出後の差替えは認めません（協会が補正等を求める場合を除きます。）。

オ 提出書類に記載された個人情報は、申込内容の確認その他出店に関する連絡に必要な範囲で利用します。その他、協会の個人情報保護方針をご覧ください。

[\(https://www.expo2025.or.jp/privacy/\)](https://www.expo2025.or.jp/privacy/)

カ 提出書類は、営業出店参加の決定に必要な限度で政府へ提供することがあります。

ご了承のうえ記入ください。

6 営業出店参加者決定に関する事項

（1）審査方法

協会は、次の審査基準に従い提出書類の審査を行い、総合的に審査の上、営業出店参加者を決定します。また、個人事業者・法人・団体等の共同事業体にあつては、その構成者をそれぞれ審査の上、総合的に判断します。

なお、営業出店参加申込書の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

◇ 審査基準

審査項目	審査内容	配点
オペレーション能力	・商品の販売、補充や現金回収の回収など、効率的な運用体制となっているか。 ・来場者ニーズに応えられる体制を構築しているか。 ・計画を具現化するための実績やノウハウがあるか。	50点

環境配慮への取組、企業姿勢	・プリペイドカード販売や運営において環境（カーボンニュートラルや 3R への対応等）に配慮されているか。	20 点
安心安全への取組、企業姿勢	・現金管理や災害時の緊急対応などを検討しているか。また、それらに対する過去の取り組み実績があるか。	20 点
ロイヤリティ	・自動販売機物販に伴うロイヤリティ。ただし、最低料率は 10%としてください。 【価格点の算定式】 満点（10 点）×自者の提案ロイヤリティ/提案ロイヤリティのうち最高ロイヤリティ（小数点第 2 位を四捨五入）	10 点
合 計		100 点

（2）審査結果の通知

ア 審査結果は採択に関わらず、電子メールのアドレスへ送信により全申込者に個別に通知します。

イ 決定した営業出店参加者の名称等については、協会ホームページにおいて公表します。
[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

（3）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格（審査対象からの除外）とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 契約手続について

（1）営業出店参加者が決定次第、営業出店参加者と協会との間で営業出店参加契約を締結します。

（2）営業出店参加者が契約締結日までに募集参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったときその他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、営業出店参加契約を締結しないことがあります。

8 その他

（1）応募提案にあたっては、本募集要領、基本計画等を熟読し遵守してください。

（2）今後の状況により、2次募集を実施する可能性があります。

9 参考資料

・2025 年日本国際博覧会基本計画

<https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/>

・持続可能性に配慮した調達コード

<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>

※1 カードサイズ及びカード材質についてはお問い合わせください ※2 設定により各金額受入許可、禁止設定可能 ※3 プズー専売キーは付属していません

②設置位置図

※現時点での予定となります。

- ①マネープラザ兼 ATM コーナー（西） 3 台
- ②ATM コーナー（東） 3 台
- ③入場案内所（西） 1 台
- ④入場案内所（東） 1 台

